

円)を「2万8,790円」に改める。

別表第1学校医及び学校歯科医の補償基礎額の項中「6,774円」を「6,653円」に、「8,983円」を「8,392円」に、「1万982円」を「1万783円」に、「1万2,754円」を「1万2,528円」に、「1万4,325円」を「1万4,353円」に、「1万5,776円」を「1万5,664円」に改め、同表学校薬剤師の補償基礎額の項中「5,561円」を「5,480円」に、「6,603円」を「6,488円」に、「7,947円」を「7,810円」に、「9,439円」を「9,277円」に、「1万822円」を「1万635円」に、「1万2,164円」を「1万1,954円」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の改正に伴い、補償基礎額及び介護補償の限度額を変更する必要があるため、この条例案を提出いたします。

第89号議案

新交通日暮里・舎人線連絡通路設置工事に
関する施行協定

上記の議案を提出する。

平成15年9月22日

提出者

足立区長 鈴木恒年

新交通日暮里・舎人線連絡通路設置工事に
関する施行協定

新交通日暮里・舎人線連絡通路設置工事实施のため、下記のとおり協定を締結する。

記

- 1 協定の名称 新交通日暮里・舎人線連絡通路設置工事に関する施行協定
- 2 協定金額(概算) 金 2,200,000,000円
- 3 協定の相手方 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都建設局
局長 小峰 良介
- 4 工 期 平成15年10月から平成20年3月まで

(提案理由)

新交通日暮里・舎人線連絡通路設置工事のうち、区整備工事を東京都に委託する必要があるため、この案を提出いたします。

報告第7号

専決処分した事件の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について下記調書のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成15年9月22日

提出者

足立区長 鈴木恒年

損害賠償額決定調書

専決処分年月日	決定額	相手方	事件の概要
平成15年6月26日	332,530円		平成14年3月26日、北千住駅の東西出口を結ぶ地下連絡通路の階段からスロープになる部分を歩いていた相手方が、雨に濡れたスロープの路面に足を滑らせ転倒し、頭部、腰部等を打撲する損害を受けた。